

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果

令和4年11月24日（木）から令和4年12月23日（金）までの間、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

1. 実施期間

令和4年11月24日（木）～令和4年12月23日（金）

2. 意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計（意見提出者数）	（参考）延べ意見数
5	0	5	10

※ 氏名、連絡先が未記載のもの、個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容のものなど、意見募集要領の要件を満たさない意見は無効とした。

3. 事項別の意見集計結果

提出された意見については、対象事項別に意見概要とその理由を整理し、意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめた。省令案の事項別の意見の集計結果は以下のとおりである。

動物愛護管理法施行規則	規定内容	意見の種類数
第21条の6	マイクロチップの取外しの禁止	0
第21条の11第1項	都道府県知事に対する情報提供	0
第21条の11第2項	都道府県知事及び市町村長に対する情報提供	0
第21条の11第3項	獣医師に対する情報提供	4
第21条の11第4項	厚生労働大臣に対する情報提供	1
その他		1

4. 提出された意見の概要

■ 獣医師に対する情報提供

- ① 全ての獣医師に対して情報提供して欲しい。
- ② 獣医療法第7条に基づく往診専門の獣医師に対しても情報提供するようにして欲しい。
- ③ 令和5年から誕生する愛玩動物看護師に対しても情報提供して欲しい。
- ④ 環境大臣が提供する情報は、飼い主に連絡するための情報のみとすること。

■ 厚生労働大臣に対する情報提供

- ① 農林水産省動物検疫所の獣医師（農林水産大臣）に対しても情報提供して欲しい。
- その他
- ① 警察署長に対しても情報提供して欲しい。

5. 寄せられた意見の概要、意見の理由及び意見に対する回答
別紙参照。

獣医師に対する情報提供（第 21 条の 11 第 3 項）に関する意見まとめ

No.	意見の概要	回答
1	<p>全ての獣医師に対して情報提供して欲しい。 動物愛護管理法第 41 条の 2 において、獣医師は虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、関係機関に通報することが義務付けられており、この規定では虐待等を受けた犬猫を発見した獣医師が、その所有者に連絡することができません。</p>	<p>本改正の趣旨は、診療施設で勤務する獣医師が動物愛護管理法第 36 条第 1 項に規定する「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が当該診療施設に持ち込まれた場合において、その所有者に直ちに通報するために、環境大臣から当該獣医師に対して、情報を提供することです。</p> <p>「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が診療施設で勤務しない獣医師のもとに持ち込まれるケースは基本的には想定されないとともに、個人情報保護の観点から、本改正案は、獣医療法第 3 条に規定する診療施設の開設を届け出た獣医師、当該施設で獣医療を行う獣医師及び当該施設の管理者に対して情報を提供することとしています。</p> <p>また、御指摘の動物愛護管理法第 41 条の 2 は、獣医師に対して「その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときに、都道府県知事その他の関係機関に通報すること」を義務付ける条文です。当該条文の趣旨は、診療施設等に持ち込まれた動物を治療する獣医師は、外部からの発見が難しい動物のみだりな殺傷や虐待を発見する可能性が高いと考えられ、都道府県知事等への通報を義務づけることで、都道府県等が虐待等の事案に的確に対応できるようにするものです。</p>
2	<p>獣医療法第 7 条に基づく往診専門の獣医師に対しても情報提供するようにして欲しい。</p>	<p>本改正の趣旨は、診療施設で勤務する獣医師が動物愛護管理法第 36 条第 1 項に規定する「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が当該診療施設に持ち込まれた場合において、その所有者に直ちに通報するために、環境大臣から当該獣医師に対して、情報を提供することです。そのため、個人情報保護の観点から、本改正案は、獣医療法第 3 条に規定する診療施設の開設を届け出た獣医師、当該施設で獣医療を行う獣医師及び当該施設の管理者に対して情報を提供することとしています。</p> <p>獣医療法第 7 条に規定する往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者（往診診療者等）についても、その住所を診療施設とみなして、同法第 3 条に規定する診療施設の開設を届け出ることとなるため、情報を提供する対象となります。</p>
3	<p>令和 5 年から誕生する愛玩動物看護師に対しても情報提供して欲しい。マイクロチップを装着した犬猫の情報を獣医師の指示の下、確認することができるよう御配慮いただきたい。</p>	<p>本改正の趣旨は、診療施設で勤務する獣医師が動物愛護管理法第 36 条第 1 項に規定する「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が当該診療施設に持ち込まれた場合において、その所有者に直ちに通報するために、環境大臣から当該獣医師に対して、情報を提供することです。そのため、個人情報保護の観点から、本改正案は、獣医療法第 3 条に規定する診療施設の開設を届け出た獣医師、当該施設で獣医療を行う獣医師及び当該施設の管理者に対して情報を提供することとしています。</p>

		いただいた御意見は参考にさせていただきます。
4	環境大臣が提供する情報は、飼い主に連絡するための情報のみとすること。 情報の検索は、マイクロチップ番号からのみできるようにすること。	情報提供の仕組みとしては、情報提供先となる獣医師は専用のリーダーから犬猫に装着されたマイクロチップの識別番号を読み取り、その識別番号を登録システムに入力することで所有者の連絡先を照会できる仕組みを予定しています。 また、御懸念の「個人情報管理の徹底」という観点では、マイクロチップ番号・検索システムにおける個人情報の不適正利用を防止するための警告画面の表示や定期的なログの点検等適切な対応策を検討しております。

厚生労働大臣に対する情報提供（第 21 条の 11 第 4 項）に関する意見

No.	意見の概要	回答
5	農林水産省動物検疫所の獣医師（農林水産大臣）に対しても情報提供して欲しい。	本改正の趣旨は、診療施設で勤務する獣医師が動物愛護管理法第 36 条第 1 項に規定する「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が当該診療施設に持ち込まれた場合において、その所有者に直ちに通報するために、環境大臣から当該獣医師に対して、情報を提供することです。 「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が農林水産省動物検疫所に持ち込まれるケースは想定されないとともに、個人情報保護の観点から、本改正案は、獣医療法第 3 条に規定する診療施設の開設を届け出た獣医師、当該施設で獣医療を行う獣医師及び当該施設の管理者に対して情報を提供することとしています。

その他に関する意見

No.	意見の概要	回答
6	警察署長に対しても情報提供して欲しい。	遺失物法第 12 条に基づき、警察署長に対して、すでに環境大臣から登録情報を提供しており、動物愛護管理法施行規則に新たに規定を追加する必要がないため、御意見いただいた内容の改正をする必要はないと考えています。